

佐久広域連合告示第9号

平成26年佐久広域連合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月5日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 平成26年12月22日（月）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 清 利 君	2番	柳 沢 乃ぶ子 君
3番	中 村 嘉 男 君	4番	市 川 稔 宣 君
5番	花 岡 茂 君	6番	菊 原 初 男 君
7番	中 條 寿 一 君	8番	飯 島 雅 則 君
9番	大 井 岳 夫 君	10番	鷹 野 弥洲年 君
11番	由 井 美 成 君	12番	大 村 公之助 君
13番	中 島 常 夫 君	14番	木 次 孝 茂 君
15番	小 林 守 正 君	16番	井 出 清 嗣 君
17番	篠 原 公 子 君	18番	大 林 義 博 君
19番	笹 沢 武 君	20番	古 越 弘 君
21番	瀧 澤 壽美雄 君	22番	箕 輪 修 二 君

不応招議員（0名）

平成26年佐久広域連合議会第4回定例会

平成26年12月22日（月曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について

議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について

議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	清水清利君	2番	柳沢乃ぶ子君
3番	中村嘉男君	4番	市川稔宣君
5番	花岡茂君	6番	菊原初男君
7番	中條寿一君	8番	飯島雅則君
9番	大井岳夫君	10番	鷹野弥洲年君
11番	由井美成君	12番	大村公之助君
13番	中島常夫君	14番	木次孝茂君
15番	小林守正君	16番	井出清嗣君
17番	篠原公子君	18番	大林義博君
19番	笹沢武君	20番	古越弘君
21番	瀧澤壽美雄君	22番	箕輪修二君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代表 副広域連合長 (小諸市長)	柳田剛彦君
代表 副広域連合長 (川上村長)	藤原忠彦君	代表 副広域連合長 (立科町長)	小宮山和幸君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	菊池幸彦君
副広域連合長 (南相木村長)	菊池毅彦君	副広域連合長 (北相木村長)	井出高明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君	監査委員	佐藤勝美君
会計管理者	上原長男君	事務局長	臼田純武君
消防長	荻原寿夫君	福祉課長	工藤絹子君
食肉流通 センター所長	菊原秀浩君	成年後見支援 センター所長	三浦一浩君
勝間園所長	井出亮君	清和寮寮長	渡辺良三君
消防次長	有賀秀雄君	総務課長	山崎強君
予防課長	関口一明君	警防課長	鷹野敬二君

議会事務局

事務局次長	久保田孝夫	庶務係長	小池誠
-------	-------	------	-----

◎開会宣告

(午後 1時30分)

○議長(市川稔宣君) ただいまから、平成26年佐久広域連合議会第4回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、平成26年度定期監査報告書、並びに例月出納検査結果報告書及び平成25年度決算審査講評に対する対応調書が提出されてお手元に御配付してありますので、ごらん願います。

◎傍聴及び報道許可

○議長(市川稔宣君) 本日、本会議に傍聴のため申し込みがございますので、これを許可してあります。また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

◎諸般の報告

○議長(市川稔宣君) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましては印刷してお手元に配付してありますので、ごらん願うこととして、朗読は省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(市川稔宣君) 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長(市川稔宣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、大井岳夫君、10番、鷹野弥洲年君の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長(市川稔宣君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月28日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から御報告願います。

議会運営委員長、菊原君。

〔議会運営委員長 菊原初男君登壇〕

○議会運営委員長（菊原初男君） 議会運営委員会の御報告をいたします。

去る11月28日、佐久広域連合議会第4回定例会の会期及び日程等について議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、条例案2件、予算案6件の計8件であります。一般質問の通告者は1名であります。

また、議会日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、皆さんの御協力を得まして本日1日間といたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたします。

○議長（市川稔宣君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告どおり、本日1日間としたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（市川稔宣君） 日程第3 議案の上程をいたします。

連合長から、条例案2件、予算案6件の計8件が提出されております。

議案第38号から議案第45号を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 皆様、大変御苦労さまでございます。

木枯らしの冷たさが身にしみる師走の忙しいころ、本年も余すところ残りわずかとなりました。年の瀬、12月14日に行われました第47回衆議院議員総選挙は2年前の前回に続き、自由民主党が圧勝する結果となり、与党どころか自民党単独で過半数を大きく超える議席を獲得し、年内には、「第3次」となる安倍政権が発足するところであります。

選挙期間中、具体的な争点が曖昧なまま、消費税増税延期の是非という解散理由など、国民にとってわかりにくい衆議院選となり、最後まで盛り上がり欠ける中、投票率については、戦後、過去最低の結果となりました。

今後は安倍政権が重要政策に掲げる「地方創生」について、国の平成27年度一般会計予算案は

過去最大の総額98兆円前後とする旨の報道がされる中、どのような施策を具体的に打ち出していくのか、予算内容にも注視してまいりたいと思います。

さて、ことし1年を振り返りますと、全国各地災害の多い1年でありました。長野県内でも2月の歴史的大雪では長時間にわたり住民生活に被害と混乱をもたらすとともに、経済活動にも大きな影響を与えることになりました。また、7月の南木曾土石流災害と、さらに9月27日には戦後最悪となる御嶽山の噴火により大きな被害をもたらす結果となりました。

尊い生命が失われた方々と御遺族に対し、深く哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。さらに、先月22日の県北部を震源とする長野県神城断層地震の発生では多くの方々が負傷され、住民生活に大きな被害が生じておりますが、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

特に長野県は観光立県として四季を通じて多くの旅行者が訪れますが、風評被害等による影響がないよう、また、被災地の一日も早い復興を祈念申し上げます。

こうした中、長野県が首都圏での情報発信拠点として、去る10月26日に東京銀座にオープンいたしました「銀座NAGANO」では、オープンから丸2カ月を迎えようとしておりますが、当初の予想を超える来場者、売上額であると報道され、幸先のよいスタートとなりましたが、冬の観光シーズンを前に御嶽山噴火や県北部で発生いたしました地震による県内観光へのマイナスの影響が懸念される中、首都圏での情報発信の役割は大きくなるものと考えております。

一方、佐久地域に目を向けますと、来年3月14日、北陸新幹線金沢開業の準備が進められております。こうした中、12月19日、3月14日開業に合わせて発表されたダイヤ改正によりますと、現行のダイヤは確保され、E7系車両の導入により、輸送量はおおむね1.5倍となる運びとなりました。JR東日本には地元の意向に配慮していただいたことに敬意を申し上げますとともに、地元関係者に感謝を申し上げます次第です。今後はダイヤ編成による輸送体制の強化に見合うよう、地元が一丸となってさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、2016年主要国首脳会議に関しましては、軽井沢を会場として誘致するため、「長野県・軽井沢サミット誘致推進協議会」が設立されましたが、佐久地域全体で軽井沢サミット開催の実現に向けた機運を高めてまいりたいと考えております。

それでは、召集の御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年佐久広域連合第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には定刻に御参集いただきまして、議会が開会できましたことを厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合の運営状況について5点、申し上げさせていただきます。

1点目として、「長野県立武道館の早期建設を求める陳情書・要望書」の提出について申し上げます。

長野県立武道館建設につきましては、本年7月、県内の武道団体で構成する長野県武道連絡協議会が建設候補地を佐久市と決定したことから、佐久広域連合でも圏域全体の取り組みとして、代表副広域連合長の藤原川上村長にも御同席いただき、11月27日に長野県議会議長に陳情書を提出し、翌日28日は長野県知事、長野県教育長に要望書を提出し、長野県立武道館の早期建設と佐久市に設置することを強く要望してきたところでございます。

なお、陳情書につきましては、長野県議会の11月定例会において採択されましたので御報告申し上げます。

議員各位におかれましても、今後、長野県立武道館早期建設に向けて御理解の上、御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目として、佐久市が建設する新斎場について申し上げます。

新斎場につきましては、平成28年4月の稼働に向けて工事が進んでいるところでございますが、佐久市では地方自治法第252条の14の規定より、新斎場に関する事務を広域連合に事務委託する旨、協議の申し入れがされたところであります。今後は、運営方法など、組織市町村とも協議をしながら手続をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目といたしまして、広域観光振興事業に関して、観光を基軸にした交流人口創出プロジェクトについて、これまでの事業の報告を申し上げます。

初めに、11月16日、イオンモール佐久平において、信州佐久星空案内人の会による星空案内人養成講座認定式が行われました。当日は、35名の皆様が資格認定講座を修了され、認定証が授与されました。星空案内人となられました皆様には魅力ある資源として、佐久地域の美しい星空を多くの方々に発信していただくよう、期待するところであります。

次に、11月20日から21日の2日間、銀座NAGANOで首都圏向け情報発信事業として実施いたしました観光PRキャンペーンについて、御報告いたします。

御承知のとおり、銀座NAGANOではこれまでのPR方法とは異なり、少人数でもコアなファンに訴求して、「さまざまな方が出会い、つながる場」をコンセプトとした設計となっております。今回、佐久広域連合では首都圏の健康志向の高い皆様方をターゲットに、佐久地方の長年にわたり醸成してきました健康な暮らしをテーマに、近年注目されております「発酵」をキーワードとして具だくさんのみそ汁づくりと13歳元の地酒の飲み比べといった地域の食文化を発信してまいりました。当日は、メディア関係者にも取材をいただくとともに、参加者の多くはお1人でも参加され、健康に関する興味関心とともに意識の高さを実感したところであります。

また、先週16日から17日の2日間、南牧村八ヶ岳高原ロッジを視察場所として、地域事業者を対象として、身近な地域を知り、魅力ある資源や素材を有効活用するためにファムトリップを開催いたしました。当日は、圏域内の宿泊事業者をはじめ、若手農業生産者のほか、首都圏のプレス関係者にも参加をいただきました。ワークショップのほか、星空観望の視察研修を行いました。

4点目として、消防関係について申し上げます。

初めに、11月9日から15日までの1週間、全国一斉に「秋の火災予防運動」では1人暮らしの高齢者宅の防火診断、住宅用火災警報器の普及活動及び危険物施設や各事業所の立入検査などを実施いたしました。

また、火災予防運動の一環として、圏内小学校4年生から6年生を対象にいたしました「第9回防火ポスター展」表彰式をイオンモール佐久平で開催し、入選作品を圏域内の商業施設に展示をして防火意識の普及、啓発に努めてまいりました。

次に、11月22日の県北部を震源とする震度6弱の長野県神城断層地震におきましては、長野県消防相互応援協定により13名の消防職員を派遣し、最も被害の大きかった白馬村堀之内地区の倒壊家屋の住民安否確認等の作業を行ってまいりました。

続いて、昨年9月より着工いたしました消防本部・佐久消防署庁舎工事は12月17日に竣工し、来年1月15日には新庁舎の竣工式及び開署式を行い、2月2日より新庁舎での業務を開始する予定となっております。また、消防本部に整備する高機能消防指令センターも、来年4月1日の本格運用前の3月27日に竣工式の予定をしております。

今後の予定では、来年1月上旬に通信指令機器の設置を完了させ、佐久消防署管轄内での新指令システムによる仮運用を行いながら、3月2日以降、各消防署の119番回線の引き込み作業を行う予定となっております。この整備によって、さらに消防・救急活動における初動体制が確立し、災害・防災拠点としての役割や機能が図れるよう、1月中旬より新指令システムに関する職員研修を行い、的確で迅速な対応ができるよう訓練を重ねてまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、5点目として、食肉流通センターの事業につきまして申し上げます。

一般社団法人佐久広域食肉公社の肉用牛売却証明書の免税措置による訴訟問題につきましては、平成25年3月15日に埼玉地方裁判所熊谷支部から訴状が送付されて以来、8回に上る弁論準備手続を行ってまいりました。これまで、佐久広域食肉公社の主張は「過失はない主張」「損害の不存在」「時効の主張」の3点を争点として、証拠書類の提出、関係者による陳述書の提出をしておりますが、証人尋問は行わないことで結審されることになりました。

こうした中、今月24日には裁判所から結審が言い渡され、来年3月までには判決が下される見通しとなっております。今後の判決結果によっては、佐久広域食肉公社の主張と相違がないか、弁護士とも相談をしながら善処してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、条例案2件、予算案6件、計8件であります。

初めに、条例案について申し上げます。

1件目の「佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、これは佐久広域連合消防本部、佐久消防署及び北

部消防署の新築移転に伴い、その位置を定めた規定について改めようとするものであります。

2件目の「佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、これは多数の者の集合する催しに際して使用する対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、予算案について申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）は416万円を追加補正し、総額を5億25万5,000円とするものであります。

次に、消防特別会計補正予算（第2号）は712万9,000円を減額補正として、総額27億1,187万1,000円とするものであります。

次に、佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、911万円を減額補正いたしまして、総額を2億3,894万8,000円とするものであります。

次に、勝間園ほか3施設の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は71万円を減額補正をし、総額を9億7,189万9,000円とするものであります。

次に、救護施設特別会計補正予算（第2号）は340万円を減額補正し、総額を2億1,953万1,000円とするものであります。

次に、食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）は395万1,000円を減額補正をし、総額を1億4,305万6,000円とするものであります。

この結果、一般会計及び5特別会計を合わせた補正予算は2,014万円を減額補正をいたしまして、総額47億8,556万円とするものであります。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局長、消防長より説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。総括説明とさせていただきます。

◎議案第38号の説明

○議長（市川稔宣君） 議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、荻原君。

〔消防長 荻原寿夫君登壇〕

○消防長（荻原寿夫君） 議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

これは、佐久広域連合消防本部佐久消防署及び北部消防署の新築移転に伴い、その位置を定めた規定を改めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

3ページをお願いいたします。

第2条の表中にございますとおり、北部消防署の位置、佐久市北川399番地9を佐久市下小田切544番地1に改めるものでございます。

消防本部及び佐久消防署の位置につきましては、次の段にあります佐久市中込3047番地1を佐久市中込2947番地に改めるものでございます。

施行日につきましては、交付の日からとするものでありますが、消防本部及び佐久消防署につきましては平成27年2月1日とするものであります。

新旧対照表を資料1のとおり添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、概要につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

◎議案第39号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

消防長、荻原君。

〔消防長 荻原寿夫君登壇〕

○消防長（荻原寿夫君） 議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

9ページの議案説明書をごらんください。

今回の改正は平成25年8月に京都府の福知山花火大会で発生しました火災事故を踏まえ、政令368号の交付を受け、屋外で不特定多数の人たちの集まる場所における催しものに際し、防火管理体制の構築を図るため、国の準則に沿って佐久広域連合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、大きく分けて3点の追加でございます。

まず、1点目でございますが、第18条関係で露店等を開設する際の消火器の準備。2点目、第50条関係、露店等を開設する際の届け出。3点目、第47条関係、大規模な催しの指定でございます。第47条関係の大規模な催しにつきましては、1日の人出が10万人以上、露店の数が100店舗、いずれも超える大規模な催しを「指定催し」として指定し、防火管理体制や消火、避難、通報の安全計画の報告を義務づけるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表を資料2のとおり添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、概要について御説明申し上げましたが、御審議の上、何とぞ御可決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第40号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億25万5,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1広域行政分担金416万円の増額補正は佐久市職員の給与改定及び4月の人事異動に伴う職員給与費の確定と事業費等の確定による歳出の増額に合わせて、市町村分担金を増額するものでございます。

各市町村別の分担金の額は右側の説明欄に記載してございますが、詳細につきましては9ページにございますので、後ほどごらんください。

次に、5ページからの歳出につきまして申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額はゼロ円でございますが、その内訳は説明欄のとおり職員給与費が確定したことによる112万7,000円の減額及び本年4月の地方公務員法等の一部改正に伴い、人事評価制度の導入が必須になったことから、平成28年4月運用開始に向けた人事評価システム構築支援業務委託料112万7,000円の増額補正でございます。

次に、目2企画費でございますが、県の元気づくり支援金を活用して銀座NAGANOで行った地域資源発掘PR事業の事業費確定による組みかえでございます。

次に、6ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費148万4,000円の減額、目2障害支援区分認定審査会費173万4,000円の増額及び7ページ、目3成年後見支援センター運営費1万2,000円の減額、目4障害者相談支援センター運営費2万7,000円の減額補正は、職員給与費の確定によるものでございます。

最後に8ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目3食肉流通センター会計繰出金394万9,000円の増額補正は、PED（豚流行性下痢）の発生による処理頭数の減少に伴い、

使用料収入が減少したことによる一般会計からの繰出金の増額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。
以上でございます。

◎議案第41号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

消防長、荻原君。

〔消防長 荻原寿夫君登壇〕

○消防長（荻原寿夫君） 議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

お手元の佐久広域消防特別会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は第1条で既定の予算から歳入歳出それぞれ712万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ27億1,187万1,000円にしようとするものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げますので、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金につきましては、712万9,000円を減額し、総額を26億6,482万1,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、款1消防本部費につきましては、職員の人事異動や人事院勧告に伴う給与費の増額であり、また、御嶽山噴火災害、長野県北部地震への長野県相互応援協定出動に伴う職員手当616万7,000円の増額をお願いするものでありまして、総額5億6,843万7,000円にしようとするものでございます。

款2消防署費につきましても消防本部費と同様、人件費の補正でございます。7消防署の合計では1,329万6,000円を減額し、総額を21億3,481万5,000円にしようとするものでございます。

このことから、消防本部費及び消防署費の歳出合計につきましては、712万9,000円を減額し、27億1,187万1,000円にしようとするものでございます。

5ページ以降につきましては、消防本部費、各消防署費の明細を載せてありますので、ごらんいただきたいと存じます。

この結果、組織市町村からの分担金に変更となっております。11ページに補正後の市町村分担金を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして御説明を申し上げますが、御審議の上、何とぞ御可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第42号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

なお、本会計は養護老人ホーム勝間園の運営に係る特別会計でございます。

まず、補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ911万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,894万8,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款6繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金911万円の減額補正は、佐久市職員の給与改定及び4月の人事異動に伴う職員給与費の確定により、社会福祉施設財政調整基金繰入金の減額を行うものでございます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

5ページ、款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費882万4,000円の減額、目3訪問介護事業費34万7,000円の減額、6ページ、目4居宅支援事業費6万1,000円の増額補正は、いずれも職員給与費の確定によるものでございます。

以上、概略を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第43号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書、1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,189万9,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金71万円の減額補正は、佐久市職員の給与改定及び4月の人事異動に伴い勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑、それぞれの施設の職員給与費の確定により、社会福祉施設財政調整基金の繰入金の減額を行うものでございます。

次に、5ページからの歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、項1勝間園社会福祉施設費411万円の増額。項2美ノ輪荘社会福祉施設費541万円の減額。6ページ、項3豊昇園社会福祉施設費230万円の減額。項4塩名田苑社会福祉施設費289万円の増額補正は、いずれも職員給与費の確定によるものでございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくをお願いいたします。以上でございます。

◎議案第44号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

なお、本会計は救護施設清和寮の運営に係る特別会計でございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,953万1,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算の事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金340万円の減額補正は、佐久市職員の給与改定及び

4月の人事異動に伴う職員給与費の確定により、救護施設財政調整基金繰入金の減額を行うものでございます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費340万円の減額補正は、職員給与費の確定によるものでございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。
以上でございます。

◎議案第45号の説明

○議長（市川稔宣君） 次に、議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ395万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,305万6,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入より申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料790万円の減額補正は、処理頭数を豚換算で当初3万4,000頭を見込んでおりましたが、PED（豚流行性下痢）の発生による処理頭数の減少に伴い、当初より6,000頭少ない2万8,000頭を見込んだ中のセンター使用料等の減額でございます。

次に、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金394万9,000円の増額補正はセンター使用料等の減額による運営費不足分の一般会計からの繰入金でございます。

次に、5ページ、歳出につきまして申し上げます。

款1衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費395万1,000円の減額補正は、職員給与費の確定による4万9,000円の増額と処理頭数の減少に伴う食肉流通センター業務委託料400万円の減額によるものでございます。

以上、概要を申し上げますが、御審議の上、御決議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎日程第4 一般質問

○議長（市川稔宣君） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問の発言者は、8番、飯島雅則君、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について御協力願います。

飯島雅則君の質問を許します。

8番、飯島君。

〔8番 飯島雅則君登壇〕

○8番（飯島雅則君） 8番、飯島雅則です。

火葬残骨灰の取り扱いについて質問をさせていただきます。

まず、「残骨灰」——これは、御遺体を火葬した後に骨つぼに入り切らない、御遺族が持ち帰られなかった灰のことをいいます。「灰寄せ」ということでちり取りで取るんですけども、骨つぼに入らないでかなりの量が残るそうです。

そこで、（1）として委託費に残骨灰の処分費が含まれているのか、また、どのように処理されているのかをお聞きしたいと思います。

次に、残骨灰に含まれる貴金属類についてであります。

御遺体を火葬した後の遺灰には指輪などの貴金属のほか、入れ歯や人工骨、人工関節などに使われた金・銀・パラジウム、こういった有価金属が含まれております。これらの貴金属を取り出して収入にしている自治体がたくさんあります。また、西日本のある市では長年これを民間業者に委託をしていたわけなんです、業者がこれを有価金属として売却して利益を得ていたということが判明いたしました。そこで、最終処理まで行政が責任を持つことが火葬業務の透明化を図るために必要だということで、その市は有価金属の売却を制度化したということでもあります。

これが、わずかな金額なのかなということで、ちょっと試算をしてみました。

まず、長野県内のある市の平成25年度の実績です。約3,500体で640万円強の収入となりました。

では、佐久広域ならばどうなるでしょう。

平成25年度では高峯苑、豊里苑、あわせて2,651体火葬。これで計算した予想収入額というのは480万円強——約500万円弱となります。これだけのお金になるものが、ただ埋められてしまっているのか。はたまた、業者の収入になってしまっているのか。これをしっかりと把握する必要があると思います。

そこで（2）として、残骨灰からの貴金属の換金についてどのように考えているのかをお聞きした

いと思います。

以上です。

○議長（市川稔宣君） 事務局長、白田君。

〔事務局長 白田純武君登壇〕

○事務局長（白田純武君） 飯島さんの御質問についてお答えいたします。

初めに、佐久広域連合の火葬業務について御説明いたします。

佐久広域連合では、御承知のとおり小諸市にある高峯苑、小海町にある豊里苑の2カ所を簡易運営しており、両施設合計年間2,600件余の使用状況となっております。

こうした中、両施設とも施設老朽化により現在、佐久市において佐久市長土呂を建設場所として、平成27年度末完成を目指し、建設工事が進められているところであります。また、新斎場の竣工後の運営につきまして、佐久市では地方自治法に基づき、新斎場に関する事務を広域連合に事務委託する旨、事務協議の申し出がされている段階でございます。

それでは、飯島議員から御質問のありました火葬残骨灰の取り扱いについて、お答えいたします。

火葬場の残骨灰の取り扱いにつきましては、死者に対して礼を失することがないように取り扱うとともに、環境保全上の観点から国の火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針に準じて、適切に取り扱うこととされております。

そのため、広域連合では火葬業務を直営から業務委託とした平成15年度以降平成21年度までは残骨灰の処理及び処分業務を業務委託契約により残骨灰の処理・処分業者が最終的な葬法として埋葬供養までの処理を行ってまいりました。

その後、平成22年度の火葬委託業務契約更新の際、火葬業務の仕様を見直し、残骨灰等の処理を火葬業務の仕様に加え、現在の火葬業務委託契約においても火葬業務受託事業者が最終的な埋葬供養までも含め、適切に残骨灰の処分、処理を行っているところでございます。

次に、残骨灰からの貴金属類の換金についてはどのように考えているかについて、お答えいたします。

残骨灰は拾骨後に残った小骨及び骨粉と、それ以外に燃焼残渣である雑灰とに分けられ、最終的な埋葬供養までの分別過程では、飯島議員の御指摘のとおり有価物が分別されることがあります。

当広域連合の火葬場では亡くなられた個人の信仰の遺憾に問わず、葬法の一つとして礼を尽くすことなど、御遺族の心情に十分配慮することの理由で、残骨灰を売り払いすべきものではないと考えております。

いずれにいたしましても、火葬という人生にとって最終的で宿命的な行事が行われる火葬場は、その施設を御利用される皆様に不快のないようお取り扱いしていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） 8番、飯島君。

○8番（飯島雅則君） 残骨灰の所有権に関しましては、拾骨前は遺族の所有、拾骨後は市町村の所有と、こういう判決を昭和14年に大審院が下しております。現在も、多くの自治体はその立場をとっております。とはいえ、今、おっしゃったように、過去、住民からの反発で売却をやめた自治体もあり、この遺族への配慮ということ、それから財産権などの課題が残されていることも事実ではあります。

でも、だからといって、何も検討をせずに貴重な自主財源を埋めてしまうのは本当にもったいないような気がします。

例えば、佐久市でも何とか自主財源をつくりたいよということで、広報に広告を載せたり、ホームページにバナーを張ったりして一生懸命やっているんですが、金額が300万円にしかありません。この500万円になるだろうと想定される自主財源というのは非常に魅力があります。

それから、きょうの全員協議会でも先に話がありましたが、新葬祭場になると火葬炉使用料が2倍以上——現在、1万1,300円が約2万3,000円程度かかるということで、議員の中からも「これは住民に納得してもらわなきゃいけない」「大変だな」という話が出ております。

また、私の聞いた中で、7,000円の区費を分割でお願いできませんかと申しわけなさそうにおっしゃる家庭もあります。そんな家庭にとっての2万3,000円、これは厳しいんじゃないでしょうか。他市町村においては低所得者への減免措置をつけているところが幾つかあります。佐久広域では現在、ありません。

家族において故人への最後の努め、お金のことになんか悩まないで心静かに最後のときを過ごさせてあげたい、そのようにお思いにならないでしょうか。その減免措置で生じるような差額の措置としてこのお金が使えないでしょうか。そういうことを踏まえて、再度、もう一度、検討できるかできないかお聞きしたいと思います。

○議長（市川稔宣君） 事務局長、臼田君。

○事務局長（臼田純武君） いずれにいたしましても、御遺族の心情に十分配慮しながら対応すべき問題だと思っておりますので、この場ではこの回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（市川稔宣君） 8番、飯島君。

○8番（飯島雅則君） 非常にかたくなだなというふうに感じます。時代も変わってきています。住民感情にも変化があると思います。「やらないんだ」と頭から決め込めば、もうやらないで済むんです。

でも、こういったことに住民を加えて検討してみることは必要なんじゃないでしょうか。

そして、今、適切に処理をされている、埋葬しているよということですが、その埋葬したところというのは、言ってしまうと「金鉱」と同じ状態になっているわけです。これが、いつの日にかど

ういうふう掘り返されて業者の単なるもうけになってしまうのか、本当にそういったことが住民が望んでいることなのか。そういったこともぜひ、考えていただきたいと思います。住民に「こういうこともあるんですよ」ということを告知し、それから理解をしてもらった上で、貴重な財源確保を行うよう提言をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（市川稔宣君） 飯島君の質問は以上で終結いたしました。

これをもって一般質問は終結いたしました。

◎日程第5 議案の質疑

○議長（市川稔宣君） 日程第5 これより議案の質疑を行います。

議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第45号の質疑を終結いたします。

これをもって、議案質疑は終結いたしました。

◎日程第6 議案の委員会付託

○議長（市川稔宣君） 日程第6 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

○議長（市川稔宣君） ここで、委員会審査のため休憩といたします。再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2時28分）

○議長（市川稔宣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時15分）

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（市川稔宣君） 日程第7 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会委員長、清水君。

〔総務委員長 清水清利君登壇〕

○総務委員長（清水清利君） 本定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当委員会は原案どおり可決をいたしました。

議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳入全部と歳出の款2総務費であります。当委員会は原案どおり可決することと決しました。

次に、議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第38号から議案第41号の4件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水清利君降壇〕

なお、議案第40号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますの

で、御承知願います。

これより議案第38号、議案第39号、議案第41号について、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

初めに、議案第38号 佐久広域連合消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第39号 佐久広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第41号 平成26年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について経済建設保健衛生委員長から報告願います。

経済建設保健衛生委員会委員長、木次君。

〔経済建設保健衛生委員長 木次孝茂君登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（木次孝茂君） それでは、経済建設保健衛生委員会より御報告いたします。

本定例会において当委員会に付託になりました案件について審査の結果を御報告いたします。

議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出4款衛生費について。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）について。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第40号、議案第45号の2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 木次孝茂君降壇〕

これより、議案第45号について討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第45号 平成26年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は原案可決であります。本案は、経済建設保健衛生委員長報告どおり、決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、経済建設保健衛生委員長報告どおり可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会委員長、中條君。

〔社会文教委員長 中條寿一君登壇〕

○社会文教委員長（中條寿一君） 社会文教委員長報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出款3民生費について。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について。当委員会
は原案どおり可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（市川稔宣君） 議案第40号及び議案第42号から議案第44号までの4件を一括議題とし
て、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 中條寿一君降壇〕

○議長（市川稔宣君） これより、議案第42号、議案第43号、議案第44号について討論に入
ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第42号 平成26年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてを採
決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。本案は社会文教委員長報告どおり、決するに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第43号 平成26年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）に
ついてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。本案は社会文教委員長報告どおり、決するに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第44号 平成26年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についてを採
決いたします。

社会文教委員長の報告は原案可決であります。本案は社会文教委員長報告どおり、決するに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、社会文教委員長報告どおり可決されました。

これより、議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） なしと認めます。討論を終結いたします。

議案第40号 平成26年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は原案可決であります。本案は各常任委員会委員長報告どおり、決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（市川稔宣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は各常任委員会委員長報告どおり可決されました。

◎日程第8 閉会宣告

○議長（市川稔宣君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成26年佐久広域連合議会第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 市 川 稔 宣

署 名 議 員 大 井 岳 夫

署 名 議 員 鷹 野 弥 洲 年